

# 令和8年第10回(4月) 上越市選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和8年4月21日(火)午後2時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 3階 2301会議室
- 3 付議事項
  - 議案第52号 在外選挙人名簿の登録について
  - 議案第53号 新潟県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
  - 議案第54号 新潟県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
  - 議案第55号 新潟県知事選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
  - 議案第56号 新潟県知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について
- 4 協議事項
  - 協議1 新潟県知事選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について
  - 協議2 新潟県知事選挙における開票計画について
- 5 報告事項
  - 報告1 新潟県知事選挙における選挙管理委員会事務局書記の併任等について
  - 報告2 令和8年度第1回書記会議の結果について
  - 報告3 専決処分した内容について
- 6 その他
  - 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和7年度 明るい選挙啓発標語コンクール 佳作

「みんなの1びょう+とうひょうする=よいみらい」 中郷小学校1年 榎<sup>いちき</sup> 湊斗<sup>みなと</sup>さん

議案第 52 号 在外選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により、次の者を在外選挙人名簿に登録する。

氏名	生年月日	性別	登録種別 (登録日)	国名	登録申請日	備考
		女	最終住所地 (令和 8 年 4 月 21 日)	アメリカ		

<参考>

(単位：人)

区 分		男	女	計
前回（令和 8 年 4 月 8 日現在） の名簿登録者数	A	25	58	83
前回から今回までの間の 帰国者数及び職権消除者数	B	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 死亡者数	C	0	0	0
抹消者数計 (B+C)	D	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 名簿登録者数	E	0	1	1
令和 8 年 4 月 21 日現在の 名簿登録者数 (A-D+E)	F	25	59	84

注：表中「男」「女」「計」の( )の数字は、内書きで職権消除者数

議案第 53 号 新潟県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和 8 年 5 月 31 日執行予定の新潟県知事選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

- 1 ポスター掲示場の設置場所  
別紙 1 のとおり(929 か所)

(設置完了後直ちに告示予定)

議案第 54 号 新潟県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 8 年 5 月 31 日執行予定の新潟県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 48 条の 2 の規定により読み替えて適用される同法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号) 第 24 条第 1 項の規定により別紙 2 のとおり選任する。

(5 月 14 日告示予定)

※ 期日前投票所の投票管理者は、上越市職員の課長級又は副課長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任する。ただし、やむを得ない事情により同上の職員を充てることが困難な場合は、それ以外の者を選任する。また、同職務代理者は、上越市職員の係長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任することとし、やむを得ない事情による場合は投票管理者と同様の取り扱いとする。

議案第 55 号 新潟県知事選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 8 年 5 月 31 日執行予定の新潟県知事選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令(昭和 25 年法律第 89 号) 第 24 条第 1 項の規定により別紙 3 のとおり選任する。

(5 月 14 日告示予定)

※ 投票所の投票管理者は、上越市職員の課長級又は副課長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任する。ただし、やむを得ない事情により同上の職員を充てることが困難な場合は、それ以外の者を選任する。また、同職務代理者は、上越市職員の係長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任することとし、やむを得ない事情による場合は投票管理者と同様の取り扱いとする。

#### 議案第 56 号 新潟県知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 8 年 5 月 31 日執行予定の新潟県知事選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 67 条第 1 項の規定による上越市開票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任する。

1 開票管理者

上越市飯塚 澤 海 雄 一

2 開票管理者職務代理者

上越市清里区武士 笹 川 栄 一

(5 月 14 日告示予定)

#### 協議 1 新潟県知事選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について

令和 8 年 5 月 31 日執行予定の新潟県知事選挙の各種事務を正確かつ公正に行うため、期日前投票・不在者投票・当日投票にかかる事務要領を別紙 4 のとおり取りまとめ関係事務を進めてよいか協議する。

#### 協議 2 新潟県知事選挙における開票計画について

令和 8 年 5 月 31 日執行予定の新潟県知事選挙における開票について、次のとおり計画し関係事務を進めてよいか協議する。

- 1 開票日程（計画）  
開票開始 午後 9 時（前回 午後 9 時）  
開票終了 午後 10 時 30 分（前回 午後 10 時 40 分、前々回 午後 10 時 40 分）
- 2 会場配置 別紙 5 のとおり
- 3 報道発表等に関する基本的事項 別紙 6 のとおり
- 4 その他 開票計画等の詳細は、次回以降の会議で協議

#### 報告 1 新潟県知事選挙における選挙管理委員会事務局書記の併任等について

新潟県知事選挙の執行に備え、次のとおり選挙管理委員会書記を併任したことを報告する。

- 1 併任者 別紙 7 のとおり
- 2 併任期間 令和 8 年 4 月 27 日（月）から令和 8 年 6 月 5 日（金）まで 40 人

#### 報告 2 令和 8 年度第 1 回書記会議の結果について

- 1 日時 令和 8 年 4 月 9 日（木）午後 2 時～3 時
- 2 会場 上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室
- 3 出席者 13 区総合事務所次長、併任書記及び事務局職員 計 29 人
- 4 内容 新潟県知事選挙について など

#### 報告 3 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第

6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件名
39	令和8年4月8日	投票区の変更について
40	令和8年4月10日	選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
41	令和8年4月10日	令和8年第10回（4月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について